

東区役所自営構内電話設備賃貸借に対する質問・回答

受付日 令和4年7月22日

No.	質問	回答
1	仕様書9その他(2)に納入遅延時の対応方法として代替機を用意すること。とありますが、代替機は既存の機器と同程度の中古機器を利用しても宜しいでしょうか。	代替機については、仕様で求めている機能を維持できる前提であれば新品である必要はございません。
2	賃貸借契約に保守をふくまない認識で宜しいでしょうか。	賃貸借契約に保守は含んでおりません。
3	仕様書内納入期限日までに物品を納品できることは可能と確認が取れておりますが、今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延・半導体供給不足等の不測自体が発生し、納期遅延となる可能性があります。コロナウイルスの影響で納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	納期遅延の場合は、仕様書9-(2)に記載のとおり、受注契約者の負担において借受機器と同等の代替機を用意していただくか、代替機を用意できない場合は、契約書に基づき、違約金をお支払いいただくこととなります。
4	今回納める物件の撤去費用(84カ月後の費用)は、今回の入札額に含まないとの認識でよろしいでしょうか。	今回の賃貸借契約では仕様書2-(4)及び4-(3)に記載のとおり、既存機器の撤去について含んでおりますが、今回納入予定の機器の撤去については含んでおりません。
5	納入品仕様にて「中継台録音装置1台」とありましたが、既存は中継台1台に1台ずつの計2台がついており、可能であれば中継台録音装置を2台で組みたいのですが、よろしいでしょうか。	仕様書3の表「主要機器構成及び数量は以下のとおりとする。」に記載した通り、1台中継台2台分に対応する想定であり、その機能を担保できるのであれば各1台の設置でも構いません。